

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 屋外広告物等の制限(第7条―第23条)
- 第3章 屋外広告物等の許可等(第24条―第31条)
- 第4章 監督(第32条―第39条)
- 第5章 雑則(第40条―第43条)
- 第6章 罰則(第44条―第47条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物等について、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく規制、市民等による自主的な規制その他の必要な事項を定めることにより、町田市(以下「市」という。)の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。
- (3) 広告主 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置することを決定し、自ら又は屋外広告業を営む者その他の事業者(以下「屋外広告業者等」という。)に委託する等により、当該屋外広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者をいう。
- (4) 屋外広告物等 屋外広告物及び掲出物件をいう。
- (5) 広告塔 立体の表面を利用して広告内容を表示するもので、広告内容を表示する面(以下この条において「広告表示面」という。)を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔、球形又は多面体であるものをいう。
- (6) 広告板等 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 広告表示面が板状のもので、その片面又は両面に広告内容を表示するもの(突出看板を含む。)(次号、第8号及び第10号に掲げるものを除く。)
 - イ 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他の工作物等の外面に文字、図案等のみを表示するもの
- (7) 小型広告板 広告表示面が板状のもので、その片面に広告内容を表示するもののうち、縦及び横の長さがともに1メートル以下であるもの(次号及び第10号に掲げるものを除く。)をいう。
- (8) 立看板等 紙、布、木、金属等を使用して作成されたものであって、容易に移動させることができる状態で立て、又は建築物その他の物件を利用して立て掛ける立看板その他これに類するもの(これらを支える台を含む。)をいう。
- (9) はり紙 紙等に印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物であって、建築物その他の物件に貼付するものをいう。
- (10) はり札等 ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板その他の軽易な材質の板に印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物であって、建築物その他の物件に容易に取り外すことができる状態で取り付けるものをいう。
- (11) 広告旗 布、網、ビニール等を使用して作成されたのぼり旗で、容易に取り外すことができる状態で立て、又は立て掛けて広告内容を表示するもの(これを支える台を含む。)をいう。
- (12) 広告幕 布、網、ビニール等を使用して作成されたものに印刷その他の方法により広告内容を表示した屋外広告物(前号に掲げるものを除く。)をいう。
- (13) 宣伝車利用広告 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車(第22条第2項において「広告宣伝用自動車」という。)の外面を利用する屋外広告物等をいう。
- (14) 車体利用広告 電車、バス、乗用自動車又は貨物自動車の外面を利用する屋外広告物等をいう。
- (15) アドバルーン 綱をつけた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告内容を表示するもの(火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)に適合するものに限る。)をいう。
- (16) アーチ 道路上を横断して表示し、又は設置する屋外広告物等(第12号に該当するものを除く。)をいう。
- (17) 装飾街路灯 屋外広告物等と物理的に分離することができない状態で一体化している街路灯をいう。
- (18) 店頭装飾 店舗の入口周辺に一時的に表示し、又は設置する屋外広告物等で、表示期間が30日を超えないものをいう。

(19) プロジェクションマッピング 建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される屋外広告物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、屋外広告物等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の円滑な実施を図るため、広告主、屋外広告業者等、国、東京都及び近隣の地方公共団体との適切な連携を図るものとする。

(広告主の責務)

第4条 広告主は、この条例の規定及び当該規定に基づく自主的な規制を遵守するとともに、屋外広告物等の表示又は設置を委託した屋外広告業者等に、この条例の規定を遵守させるために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 広告主は、市がこの条例に基づき実施する屋外広告物等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(屋外広告業者等の責務)

第5条 屋外広告業者等は、広告主と連携し、この条例の規定及び当該規定に基づく自主的な規制を遵守する責務を有する。

2 屋外広告業者等は、市が実施する屋外広告物等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、市が実施する屋外広告物等に関する施策について理解を深めるとともに、これに協力するよう努めるものとする。

第2章 屋外広告物等の制限

(禁止区域)

第7条 次に掲げる地域、区域又は場所においては、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに同項第12号に掲げる都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定による特別緑地保全地区。ただし、市長が指定する区域を除く。
- (2) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区。ただし、市長が指定する区域を除く。
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定により指定された建造物、同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物若しくは同条第2項の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物及びこれらの周辺地域のうち、市長が指定する区域
- (4) 歴史的価値又は都市における美的価値を有する建造物、文化財庭園その他の施設及びこれらの周辺地域のうち、市長が指定する区域
- (5) 古墳、墓地、火葬場及び葬儀場並びに社寺、仏堂及び教会の境域
- (6) 市、国又は公共団体が管理する公園、緑地、運動施設、植物園、河川、堤防敷地及び橋台敷地
- (7) 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、病院、診療所、公民館、図書館、博物館、美術館、公会堂等の建築物の敷地及び官公署の敷地
- (8) 道路、鉄道及び軌道の路線用地
- (9) 前号の路線用地に接続する地域で、市長が指定する区域
- (10) 町田市景観条例(平成21年6月町田市条例第23号)第36条第2項の規定により地域景観資源として登録された地域、区域又は場所及びこれらの周辺で市長が指定する区域
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指定する地域

(禁止物件)

第8条 次に掲げる物件には、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋(橋台及び橋脚を含む。)、高架道路、高架鉄道及び軌道
 - (2) 道路標識、信号機及びガードレール
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5) 町田市景観条例第36条第2項の規定により登録された地域景観資源のうち、市長が指定する物件
 - (6) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突及びこれらに類するもの
 - (7) 形像及び記念碑
 - (8) 石垣、擁壁及びこれらに類するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する物件
- 2 次に掲げる物件には、立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 電柱、電話柱、街路灯柱及び消火栓標識
 - (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱

(屋外広告物等の表示等の制限)

第9条 市の区域内(第7条各号に掲げる地域、区域又は場所を除く。)において、屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(地区整備計画の区域における基準)

第10条 市長は、都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域において、当該地区整備計画の内容として定められた屋外広告物等に関する事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために必要であると認める場合は、当該事項をこの条例の規定による当該区域に係る屋外広告物等の基準として町田市規則(以下「規則」という。)で定めることができる。

(街並み景観ガイドライン対象区域における基準)

第11条 市長は、東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成15年東京都条例第30号)第27条第2項の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた屋外広告物等に関する事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために特に必要であると認める場合は、当該事項をこの条例の規定による当該街並み景観ガイドラインの対象区域に係る屋外広告物等の基準として規則で定めることができる。

(広告協定)

第12条 一定の区域内の土地、建築物、工作物又は屋外広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者(以下この条において「土地所有者等」という。)は、地域の良好な環境を形成するため、当該区域内における屋外広告物に関する協定(以下この条、第19条第3号及び第40条第1号において「広告協定」という。)を締結したときは、市長に対し、当該協定を認定するよう申請することができる。

2 広告協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告協定の目的となる区域
- (2) 広告協定の有効期間
- (3) 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- (4) 広告協定に違反した場合の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告協定の実施に関する事項

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該広告協定が地域の良好な環境の形成に寄与すると認めるときは、当該広告協定を認定することができる。

4 広告協定に係る土地所有者等は、前項の規定による認定を受けた広告協定の変更(軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、あらかじめ変更の内容について市長の認定を受けなければならない。

5 第3項の規定は、前項の認定について準用する。

6 市長は、第3項(前項において準用する場合を含む。次項、第19条第3号及び第40条第1号において同じ。)の規定により広告協定を認定したときは、当該認定を受けた広告協定に係る土地所有者等に対し、地域の良好な環境を形成するために必要な措置について指導し、又は助言することができる。

7 広告協定に係る土地所有者等は、第3項の規定による認定を受けた広告協定を廃止したときは、当該広告協定の廃止について市長に届け出なければならない。

(エリアマネジメント広告活用計画)

第13条 まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他規則で定める団体(以下これらを「まちづくり団体」という。)は、エリアマネジメント広告(屋外広告物等であって、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものをいう。以下同じ。)の活用を図るため、市長の認定を受けてエリアマネジメント広告の活用に係る計画(以下「エリアマネジメント広告活用計画」という。)を策定することができる。

2 前項の認定を受けようとするまちづくり団体は、次に掲げる事項を定めたエリアマネジメント広告活用計画の案その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) エリアマネジメント広告活用計画を推進する地区(第28条第1号において「推進地区」という。)の名称、位置及び区域
- (2) エリアマネジメント広告活用計画の期間
- (3) エリアマネジメント広告の活用に係る方針
- (4) エリアマネジメント広告の表示の場所、位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)
- (5) エリアマネジメント広告を表示し、又は設置することができる建築物その他の工作物等
- (6) エリアマネジメント広告の表示又は設置に係る自主審査の実施体制
- (7) エリアマネジメント広告の広告料収入を活用した地域における公共的な取組に係る事業計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るエリアマネジメント広告活用計画の案が、市長が別に定める基準を満たすものであると認めるときは、当該エリアマネジメント広告活用計画を認定す

ることができる。この場合において、市長は、あらかじめ町田市街づくり景観審議会条例(令和6年3月町田市条例第17号)第1条の町田市街づくり景観審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を経るものとする。

- 4 まちづくり団体は、前項の規定により認定されたエリアマネジメント広告活用計画の変更(軽微な変更を除く。)を行おうとするときは、あらかじめ変更の内容について市長の認定を受けなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の認定について準用する。
- 6 市長は、まちづくり団体に対し、第3項(前項において準用する場合を含む。第9項及び第19条第4号において同じ。)の規定により認定されたエリアマネジメント広告活用計画(以下「認定活用計画」という。)に基づくエリアマネジメント広告の表示又は設置の状況及び地域における公共的な取組の実施状況について報告を求めることができる。
- 7 まちづくり団体は、市長に対し、表示基準の運用等について、規則で定めるところにより、技術的援助その他の必要な支援を行うよう求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定による支援の求めがあったときは、町田市景観条例第31条第1項の町田市景観アドバイザーをまちづくり団体に派遣することができる。
- 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3項の規定による認定を取り消すことができる。
 - (1) まちづくり団体が正当な理由なく第6項の報告を行わないとき。
 - (2) まちづくり団体による第6項の報告の内容が認定活用計画に適合しないと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが適当であると認めるとき。
- 10 まちづくり団体は、認定活用計画を廃止しようとするときは、あらかじめ当該認定活用計画の廃止について市長の承認を得なければならない。

(許可を受けずに表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第14条 次に掲げる屋外広告物等(第2号から第6号まで及び第8号に掲げる屋外広告物等)にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。)については、第7条から第9条までの規定は、適用しない。

- (1) 他の法令の規定により、表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 市、国又は公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等
- (3) 公益を目的とした集会、行事その他の催しのために表示する立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン
- (4) 公益上必要な施設又は物件に、当該施設又は物件を寄贈した者の氏名(法人にあっては、その名称)を表示する屋外広告物
- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等(第22条第2項において「自家用広告物」という。)
- (6) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等
- (7) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (8) 公益を目的とした集会、行事その他の催しのために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの

(許可を受けずに禁止物件以外に表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第15条 次に掲げる屋外広告物等(第1号、第2号及び第4号に掲げる屋外広告物等)にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。)については、第7条及び第9条の規定は、適用しない。

- (1) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
 - (2) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
 - (3) 人、動物、車両(電車及び自動車を除く。)、船舶等に表示する屋外広告物
 - (4) 塀(工事現場の板塀その他これに類する仮囲いを含む。)に表示する屋外広告物
- (禁止区域において許可を受けて表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第16条 次に掲げる屋外広告物等(第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる屋外広告物等)にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。)については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第7条の規定を適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 規則で定める道標、案内図板等の屋外広告物等で、公共的目的をもって表示し、又は設置するもの
- (3) 電柱、電話柱、街路灯柱等を利用する屋外広告物等(以下「電柱等利用広告物」という。)で、公衆の利便に供することを目的とするもの
- (4) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
- (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の規定により指定された専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域のうち、市長が指定する区域に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (6) 規則で定める公益上必要な施設又は物件と一体的に表示し、又は設置する屋外広告物等であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

(7) 第7条第3号及び第4号に掲げる区域(同条第1号、第2号及び第5号から第10号までに掲げる地域、区域又は場所を除く。)並びに同条第11号に掲げる地域のうち、市長が特に指定する区域に表示する非営利目的のための広告板等

(路線用地に接続する区域において許可を受けて表示し、又は設置することができる屋外広告物等)

第17条 第7条の規定にかかわらず、同条第9号に掲げる区域に接続する路線用地から展望できない屋外広告物等(前3条及び次条に規定するものを除く。)については、市長の許可を受けたときは、第7条第9号に掲げる区域(同条第1号から第7号まで、第10号及び第11号に掲げる地域、区域又は場所を除く。)において表示し、又は設置することができる。

(非営利広告物等の表示)

第18条 規則で定める非営利目的のための立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーン(次項においてこれらを「非営利広告物等」という。)は、第7条の規定にかかわらず、同条第1号、第3号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる地域又は区域(同条第2号及び第5号から第7号までに掲げる地域、区域又は場所を除く。)において、表示し、又は設置することができる。

2 非営利広告物等については、第9条の規定は、適用しない。

(告示)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による指定をしたとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。

(2) 第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。

(3) 第12条第3項の規定による認定をしたとき、又は当該認定に係る広告協定が廃止されたとき。

(4) 第13条第3項の規定による認定をしたとき、同条第9項の規定による認定の取消しをしたとき、又は認定活用計画が廃止されたとき。

(5) 第16条第5号若しくは第7号の規定による区域の指定をしたとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。

(禁止屋外広告物等)

第20条 何人も、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法が景観若しくは風致を害するおそれのある屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 何人も、次に掲げる公衆に対し危害を及ぼすおそれのある屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な屋外広告物等

(2) 構造又は設置の方法が危険な屋外広告物等

(3) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある屋外広告物等

(4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全を阻害するおそれのある屋外広告物等

(管理義務)

第21条 広告主、広告主から委託を受けて屋外広告物等を管理する者又は屋外広告物等の所有者、占有者その他屋外広告物等について権限を有する者(第4章において「所有者等」という。)(以下これらを「屋外広告物の表示者等」という。)は、屋外広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。

(規格の設定)

第22条 次に掲げる屋外広告物等について、その表示又は設置の場所、位置、形状、面積、色彩、意匠等の規格を規則で定めたときは、当該屋外広告物等は、当該規格によらなければならない。

(1) 広告塔

(2) 広告板等

(3) 小型広告板

(4) 建築物の壁面を利用する屋外広告物等

(5) 建築物から突出する形式の屋外広告物等

(6) 電柱等利用広告物

(7) 標識(バス停留所標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等をいう。)を利用する屋外広告物(別表において「標識利用広告物」という。)

(8) 鉄道及び軌道の沿線に表示し、又は設置する屋外広告物等

(9) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等

(10) プロジェクションマッピング

(11) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成又は風致の維持に特に必要なものとして規則で定める屋外広告物等

- 2 前項の規定にかかわらず、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域又は第二種住居地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等(自家用広告物、電車、路線バス、観光バス、ハイヤー、タクシー及び広告宣伝用自動車の外面を利用する屋外広告物並びに第15条第4号に規定する屋外広告物を除く。)の表示面積は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、景観法第8条第1項に規定する景観計画に同条第2項第4号イの規定により定めた事項について、規則で基準を定めたときは、屋外広告物等は、当該基準に適合するものでなければならない。

(屋外広告物等の総表示面積の規制)

- 第23条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10メートルを超える建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等(表示期間が7日以内であるもの及び第14条第8号に規定するプロジェクションマッピングのうち規則で定めるものを除く。)のそれぞれの表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。
- 2 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていない地域内の一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する屋外広告物等のそれぞれの表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

第3章 屋外広告物等の許可等

(許可の申請)

- 第24条 第9条、第16条又は第17条の許可(以下「屋外広告物等許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

(許可の期間及び条件)

- 第25条 市長は、屋外広告物等許可を行うに当たっては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を予防するために必要な条件を付することができる。
- 2 前項の許可の期間(以下「許可期間」という。)は、規則で定める期間の範囲内とし、2年を超えることができない。
- 3 屋外広告物等許可を受けた者は、市長の許可を受けて、許可期間を更新することができる。この場合において、当該更新の許可の申請は、当該許可期間の満了の日の10日前までに行わなければならない。
- 4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名等の表示)

- 第26条 屋外広告物等許可を受けた者(前条第3項の許可を受けた者を含む。)は、規則で定めるところにより、氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)、許可期間等を表示しなければならない。

(変更等の許可)

- 第27条 屋外広告物等許可を受けた後、当該許可に係る屋外広告物の表示の内容に変更を加え、又はその屋外広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、市長の許可を受けなければならない。
- 2 第24条及び第25条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の特例)

- 第28条 第7条、第8条、第22条又は第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等は、市長の許可を受けることにより、表示し、又は設置することができる。
- (1) 認定活用計画に係る推進地区において表示し、又は設置しようとするエリアマネジメント広告で、当該認定活用計画で定める表示基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、市長が特に認めるもの
- 2 市長は、前項第2号に掲げる屋外広告物等について、同項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ審議会に諮問し、その答申を経るものとする。
- 3 第24条から前条まで(第25条第3項及び第4項を除く。)の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可申請手数料)

- 第29条 この条例に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、別表に定めるところにより算出した額の手数料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の手数料は、無料とする。
- (1) 前条第1項第1号に掲げる屋外広告物等を表示し、又は設置するための許可を受けようとするとき。
- (2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体が立看板等、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕及びアドバルーンを表示し、又は設置するための許可を受けようとするとき。

(屋外広告物管理者の設置)

- 第30条 この条例に規定する許可に係る屋外広告物等で、規則で定めるものを表示し、又は設置する者は、許可を受けた後速やかに規則で定める屋外広告物管理者を置かなければならない。

(除却の義務)

- 第31条 屋外広告物の表示者等は、許可期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は屋外広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったときは、直ちに屋外広告物等を除却しなければならない。

らない。

第4章 監督

(許可の取消し)

第32条 市長は、この条例に規定する許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第25条第1項(同条第4項、第27条第2項又は第28条第3項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。
- (2) 第27条第1項(第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) 許可を受けて表示し、又は設置した屋外広告物等が、景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

(違反に対する措置)

第33条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定により付した許可の条件に違反した屋外広告物等については、当該屋外広告物の表示者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、過失がなく当該屋外広告物の表示者等を確知することができないときは、同項の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(公表)

第34条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた屋外広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるものとする。

(屋外広告物等を保管した場合の公示)

第35条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した屋外広告物等を除却した日時
- (2) 当該屋外広告物等が放置されていた場所
- (3) 当該屋外広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 当該屋外広告物等の表示内容
- (5) 当該屋外広告物等の保管を開始した日及び保管の場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保管した屋外広告物等を返還するため必要と認める事項

2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、公示の日から2週間(法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等については、2日間)、町田市公告式条例(昭和33年2月町田市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する特に貴重な屋外広告物等について、前号に規定する期間が満了しても、なお当該屋外広告物等の所有者等の氏名、住所等(法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等)を確知することができないときは、その掲示の要旨を第38条第2号に定める期間を経過する日まで、市のホームページに掲載しなければならない。

3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(保管した屋外広告物等の価額の評価)

第36条 法第8条第3項の規定による屋外広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該屋外広告物等の使用期間、損耗の程度その他屋外広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、屋外広告物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した屋外広告物等を売却する場合の手続)

第37条 法第8条第3項の規定による保管した屋外広告物等の売却については、規則で定める方法によるものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第38条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる屋外広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物等 2日間

(2) 法第8条第3項第2号に規定する特に貴重な屋外広告物等 3月間

(3) 前2号に掲げる屋外広告物等以外の屋外広告物等 2週間

(保管した屋外広告物等を返還する場合の手続)

第39条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した屋外広告物等(同条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該屋外広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該屋外広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させた上で、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

第5章 雑則

(意見聴取)

第40条 市長は、次に掲げる場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による区域若しくは地域の指定若しくは第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による物件の指定をしようとするとき、又は第12条第3項の規定による広告協定の認定をしようとするとき。

(2) 第10条若しくは第11条に規定する基準、第22条第1項に規定する規格若しくは同条第2項若しくは第3項に規定する基準又は第23条第1項若しくは第2項に規定する面積を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(報告等の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告物の表示者等から報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外広告物等の存する土地又は建築物に立ち入らせ、屋外広告物等を検査し、又は屋外広告物の表示者等に対する質問を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰金)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条又は第8条第1項の規定に違反した者(第7条各号に掲げる地域、区域若しくは場所又は第8条第1項各号に掲げる物件に立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示し、又は設置した者を除く。)

(2) 第9条の許可を受けずに、屋外広告物等を表示し、又は設置した者

(3) 第20条第2項の規定に違反した者

(4) 第27条第1項の許可を受けずに、表示の内容に変更を加え、又は屋外広告物等を改造し、若しくは移転した者

(5) 第33条第1項の規定による命令に違反した者

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第41条の規定により報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第47条 第7条の規定に違反して、同条第8号に掲げる地域に立看板等、はり紙、はり札等又は広告旗を表示し、又は設置した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号。以下「都条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされる都条例の規定による屋外広告物等の許可の申請に対し、施行日以後に市長が行う許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、都条例の規定

の例による。

- 4 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物等(都条例の規定又は前項の規定による許可を受けて、施行日以後に表示され、又は設置される屋外広告物等を含む。)で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則で定める基準等に適合しないことにより表示し、又は設置することができないこととなるものについては、施行日から起算して10年間(都条例の規定又は同項の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物等(以下「旧許可広告物等」という。)にあっては、当該許可の期間)は、なお従前の例により表示し、又は設置しておくことができる。
- 5 市長は、旧許可広告物等の許可の期間が満了した場合において、当該屋外広告物等の改修、移転又は除却が容易でないと認めるときは、施行日から起算して10年間は、施行日の前日における都条例若しくは都条例に基づく規則で定める許可の基準を、この条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準とみなして、第25条第3項の更新の許可をすることができる。
- 6 市長は、旧許可広告物等について、第27条の変更又は改造の許可の申請がなされたときは、施行日から起算して10年間は、施行日の前日における都条例若しくは都条例に基づく規則で定める許可の基準を、この条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準とみなして、同条の変更又は改造の許可をすることができる。
(指定等の特例)
- 7 第40条の規定にかかわらず、市長は、審議会の意見を聴かないで、施行日において、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 第7条第1号ただし書、第2号ただし書、第3号、第4号若しくは第9号から第11号までの規定による区域若しくは地域の指定若しくは第8条第1項第5号若しくは第9号の規定による物件の指定をすること又は第12条第3項の規定による広告協定の認定をすること。
 - (2) 第10条若しくは第11条に規定する基準、第22条第1項に規定する規格若しくは同条第2項若しくは第3項に規定する基準又は第23条第1項若しくは第2項に規定する面積を定めること。
(町田市手数料条例の一部改正)
- 8 町田市手数料条例(平成12年1月町田市条例第1号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
<u>86及び87</u> <u>削除</u>		<u>86 東京都屋</u> <u>外広告物条例</u> <u>（昭和24年</u> <u>東京都条例第</u> <u>100号）第</u> <u>29条の規定</u> <u>に基づく屋外</u> <u>広告物許可申</u> <u>請手数料</u>	<u>ア 広告塔（高さ2メー</u> <u>トル以下に限る。） 面</u> <u>積5平方メートルまで</u> <u>ごとにつき 3, 22</u> <u>0円</u> <u>イ 広告板（建築物の壁</u> <u>面を利用するもののう</u> <u>ち20平方メートル以</u> <u>下のもの及び建築物の</u> <u>壁面から突出するもの</u> <u>のうち10平方メート</u> <u>ル以下のものに限る。）</u> <u>面積5平方メートル</u> <u>までごとにつき 3,</u> <u>220円</u> <u>ウ はり紙 50枚まで</u> <u>ごとにつき 2, 25</u> <u>0円</u> <u>エ はり札等 50枚ま</u> <u>でごとにつき 2, 2</u> <u>50円</u> <u>オ 広告旗 1本につき</u> <u>450円</u> <u>カ 立看板等 1枚につ</u> <u>き 450円</u> <u>キ 広告幕（網） 1張</u> <u>につき 990円</u> <u>ク アドバルーン（電飾</u> <u>を除く。） 1個につ</u> <u>き 2, 850円</u>
		<u>87 屋外広告</u> <u>物法（昭和2</u> <u>4年法律第1</u>	<u>ア はり札等 1枚につ</u> <u>き 1, 800円</u> <u>イ 広告旗 1本につき</u>

		<u>89号) 第7</u> <u>条第4項又は</u> <u>東京都屋外広</u> <u>告物条例第3</u> <u>2条第2項の</u> <u>規定に基づき</u> <u>除却した広告</u> <u>物又は掲出物</u> <u>件の返還手数</u> <u>料</u>	<u>1,800円</u> <u>ウ 立看板等 1枚につ</u> <u>き 1,800円</u>
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

別表(第29条関係)

屋外広告物等の種類		許可申請手数料の金額	
1	広告塔及び広告板等	表示面積5平方メートルまでごとにつき	3,220円
2	小型広告板	1枚につき	400円
3	立看板等	1枚につき	450円

4	はり紙及びはり札等	50枚までごとにつき 2,250円
5	広告旗	1本につき 450円
6	広告幕	1張につき 990円
7	電柱等利用広告物	1個につき 310円
8	標識利用広告物	1個につき 210円
9	宣伝車利用広告	1台につき 4,950円
10	電車又はバスの車体利用広告で、当該電車又はバスに取り付けた長方形の枠を利用する方式によるもの	1枚につき 610円
11	10の項に掲げるもの以外の車体利用広告	1台につき 1,950円
12	アドバルーン	1個につき 2,850円
13	アーチ	1基につき 1万630円
14	装飾街路灯	1基につき 5,010円
15	店頭装飾	1基につき 1万9,800円
16	プロジェクションマッピング	表示面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円。ただし、表示面積1,000平方メートルを超えるものにあつては、64万4,000円

備考 許可の申請に係る屋外広告物等が、この表の左欄に掲げる屋外広告物等の種類の2以上の項に該当するときは、当該各項に定めるところにより算出した額のうちいずれか最も低い額を当該屋外広告物等の許可申請手数料とする。